

飯田勤労者福祉センターの県からの移管について

産業経済部産業振興課

1. 施設の概要について

(1) 概要

建設：平成 8 年 9 月

設置根拠：勤労者福祉施設条例（昭和 42 年 3 月 16 日 長野県条例第 10 号）

構造：鉄筋コンクリート造 3 階建

敷地面積：2,962 m² (市有地) 延面積：3,398.05 m²

総事業費：約 12 億円

会議室等：研修室（4）、視聴覚室（2）、和室（2）、音楽室、体育館

(2) 利用状況

年間利用件数：平成 29 年度 8,273 件 平成 28 年度 9,568 件

年間利用者数：平成 29 年度 143,210 人 平成 28 年度 158,715 人

(3) 管理状況

指定管理者：飯田市

指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

（平成 8 年度～平成 17 年度：委託契約、平成 18 年度～：指定管理）

指定管理料：268 千円

職員体制：2 名（産業振興課労政係 係長 1 名、臨時職員 1 名）

夜間休日の管理：シルバー人材センターへ委託

（単位：円）

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	備 考
管理費	一般管理費	14,332,668	14,671,006	光熱水費、修繕料、保守点検業務ほか
	人件費	3,944,956	3,945,850	臨時職員、シルバー人材委託
	合計	18,277,624	18,616,856	
財源	県支出金	268,702	268,702	指定管理料
	センター使用料	5,726,969	6,230,319	勤労者福祉センター使用料
	電気使用料	2,298,369	2,043,340	さんとびあ飯田、目的外利用団体
	一般財源	9,983,584	10,074,495	

2. 県立勤労者福祉施設に対する県の意向について

(1) 県では平成 23 年に、「県立の勤労者福祉施設については、整備主体と実質的な運営主体が異なっていることから生じる運営上の課題を解消するために、指定管理者である市に施設を譲渡し、その自由な運営に委ねることを基本として、市と協議を進めていくべき」との方針を示し、協議が整ったところから地元市への移管を進めている。

(2) 県はこの方針に基づき、施設の改修・修繕等の財政負担を行い、平成 27 年度には佐久市、伊那市、上松町、平成 30 年度には松本市への移管を完了させている。現在、残された移管対象の施設は、飯田勤労者福祉センターのみであり、これまでに市として県と協議を進めてきた。

3. 施設の移管受け入れの理由について

- (1) 飯田勤労者福祉センターを活用し、勤労者の福祉向上を図るためには、教養・文化活動、スポーツ活動の場の提供など、直接的で身近な行政サービスについては、住民に最も近い行政主体である飯田市が、地域の実情に応じて自由に運営を行うことが望ましい。
- (2) 施設の移管を受け入れることで、勤労者に対する教養・文化活動やスポーツ活動の場を提供する行政サービスを充実することにつながり、サンヒルズいいだを廃止した影響等を軽減することができる。

4. 移管の時期と移管に係る基本的事項について

- (1) 県からの施設の譲渡は無償とし、移管の時期は平成 31 年 4 月 1 日とする。
- (2) 移管後に市が施設の改修工事を行うこととし、改修費に関して県が補助金を市に交付する。

5. 移管後の改修スケジュール

- ・実施設計は平成 31 年度、改修工事については平成 32 年度までに完了予定。
- ・改修工事にあたっては、利用者に配慮し、休館とならないよう調整を行う。

6. 施設の管理体制等について

- ・当分の間の管理運営については、改修工事期間を含め、市による直営方式とする。
- ・改修工事終了後においては、指定管理者制度の導入を図る。

7. 受け入れに向けた手順等について

- (1) 合意形成のための説明
 - ・勤労者福祉施設運営協議会に対する説明
 - ・橋北地区まちづくり委員会等へ説明
 - ・公の施設の設置に関し地域協議会へ諮問
- (2) 市議会における予算及び条例案の審議
 - ・設置条例案及び改修に係る予算案 平成 31 年市議会第 1 回定例会